

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金 (短期入所協力事業)について

国土交通省 物流・自動車局
保障制度参事官室
令和6年度

昨年度との変更点について

本補助事業をより有効に活用いただくため、申請手続き等について変更しました。
変更内容は以下のとおりです。

	令和5年度までの取扱い	令和6年度以降の取扱い
申請期間	<p>補助対象事業の完了期間ごとに7回に分けて申請期限を設定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① R5.4～5までの事業：R5.7.14✕ ② R5.6～7までの事業：R5.8.31✕ ③ R5.8～9までの事業：R5.10.27✕ ④ R5.10～11までの事業：R5.12.22✕ ⑤ R5.12～R6.1までの事業：R6.2.9✕ ⑥ R6.2の事業：R6.3.4✕ ⑦ R6.3の事業：R6.2.9✕ </div>	<p>完了した補助事業について、申請時期の経過や不知により申請不能となる事態や申請期限の設定により申請手続きが煩雑となることへ配慮するため、申請期間を見直し、<u>通年で申請可能</u>とする。</p> <p>但し、例年と比較して極端に申請件数が少ない場合は、既に事業が完了した分について前もって申請期限を設けることもある。</p>
申請に係る 事前相談	<p>事業完了後に補助事業の対象外であることが判明するリスクを回避する観点から、事務局への事前相談を必須とされていた。</p>	<p>補助事業を柔軟に行えるように配慮するため、<u>事前相談は任意</u>とする。</p> <p>但し、事前相談を行わない場合のリスクは自己責任とし、万一、完了した事業が補助対象外であった場合、補助金の交付は出来ない。</p>

短期入所協力事業(協力施設)について

概要

介護者の病気・冠婚葬祭や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入所を利用することができるよう、**平成25年度より、国土交通省において、積極的に短期入所の受入れを行う障害者支援施設等を指定する制度、当該指定を受けた協力施設に対し、短期入所の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。**

補助対象事業者

国土交通省が「短期入所協力施設」として指定した障害者支援施設等（全国に143カ所。R6.4月現在）

※ 入所施設支援費については、令和6年度中に在宅重度後遺障害者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

補助額・補助率

入所施設支援費について、重度後遺障害者の受入実績や使用割合に応じて、短期入所協力施設毎に設定。

利用促進等事務費について、予算の範囲内で定額で補助。

補助対象事業の内容

① 入所施設支援費

補助率

定額,3/4,1/2,1/4
(在宅重度後遺障害者の使用割合に対応)

上限額

「短期入所協力施設」ごとに受入実績を踏まえ、400万円～800万円の範囲内で指定

特殊浴槽、介護用車イス、介護用ストレッチャー、介護用リフト、病室内監視カメラ装置、意思伝達装置、褥瘡防止対策用具、痰吸引装置、扇風機、空気清浄機等、主に短期入所する在宅重度後遺障害者に使用する介護器具・用具等の導入に係る経費

② 利用促進等事務費

補助率

定額

上限額

上限設定なし。ただし、全体予算の残額の範囲内に限る。

- イ 研修等経費 在宅重度後遺障害者の短期入所に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための研修等への参加や開催に係る経費
- ロ 備品類導入費 在宅重度後遺障害者の短期入所に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費
- ハ 広報活動費 短期入所の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費
- ニ 短期入所プラン作成費 短期入所前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入所計画表の作成等に係る経費
- ホ 移送サービス費 短期入所(ショートステイ)の入所時及び退所時に実施する移送

※利用促進等事務費については、令和6年度中の在宅重度後遺障害車の受入実績または具体的な見込みがあることを要件とはしていませんが、指定施設としての広報活動等を行っていただくようお願いいたします。

※ ただし、本補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、各協力施設ごとの上限額等を変更・設定することがある。

補助金の補助対象期間と申請期限について

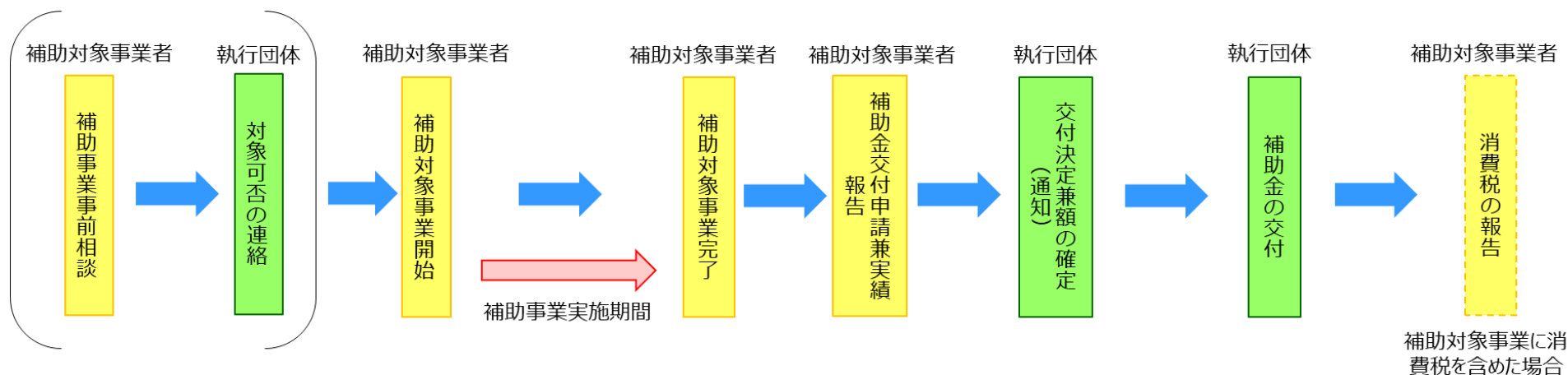
補助事業の対象期間と申請期限①

補助金交付要綱に基づく「実施した補助対象事業の期間」及び「補助金交付申請書の申請期限」は、以下のとおりとします。なお、補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、補助金の交付の取り止め（補助金交付の終了）等を行う場合があります。

補助事業の対象期間	申請期限	備考
令和6年4月から令和7年3月までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の完了日以降において都度申請 ・最終申請は令和7年3月31日 	R6年度より通年申請へ変更

（但し、例年と比較して極端に申請件数が少ない場合は、既に事業が完了した分について前もって申請期限を設けることもあります。）

補助金の交付までの基本的な流れ



事前相談

入所施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法 13 条 3 号に規定する施設における研修、施設見学及び講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。）、備品類導入費及び広報活動費については、事業完了後に補助事業が対象外であることが判明するリスクを回避する観点から、事業に着手される前に補助事業の対象となるかどうか、「自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局」まで事前にご相談いただくことを推奨しております。（事前相談）

※なお、事前相談なしでも申請は可能ですが、事前相談をいただいていない場合、実施いただいた事業が補助対象外であった場合、補助金の交付が出来なくなります。

入所施設支援費等における補助率および上限額

入所施設支援費については、介護料受給者を積極的に受け入れていただけるインセンティブの強化を図るため、令和2年度より補助率を導入。

1. 補助率について

介護料受給者の使用見込み割合に応じて補助率が変動する仕組みを導入。

【算式】 介護料受給者に係る補助対象機器の使用回数※ ÷ 補助対象機器の使用回数※

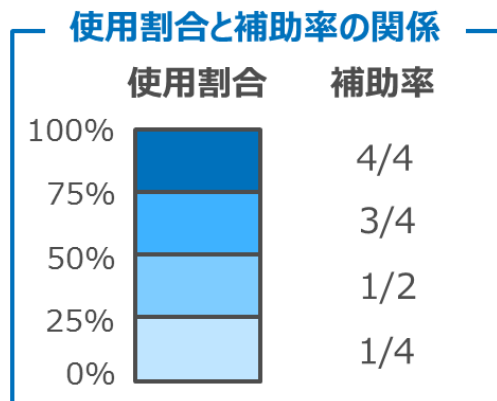
※補助対象機器に係る使用回数とは、当該機器の導入日から1年間の使用見込み。

※上記算式で算定した割合が0となった場合には、当該導入機器に対して補助金を支払うことはできない。

2. 補助上限額について

介護料受給者に係る直近の受入実績に応じて補助上限額が変動する仕組みを導入。

具体的には、前々年度下期及び前年度上期受入実績の合計を基礎として、下表の区分のいずれかで最も高い金額を補助上限額とする。



延べ受入人数	延べ受入日数	補助上限額
10人以上	150日以上	800万円
7~9人	100~149日	700万円
4~6人	50~99日	600万円
1~3人	1~49日	500万円
0人	0日	400万円

1. 補助対象機器に係る使用回数について

補助対象機器に係る使用回数については、補助対象となる介護器具・用具等の使用形態に応じて、以下の考え方に基づき算定します。

- ① 特殊浴槽やリハビリ器具、床走行式リフトなど、その都度使用回数をカウント可能なもの

介護料受給者とそれ以外の者の使用回数に基づき算出

- ② 介護ベッドや天井走行式リフトなど、短期入所期間中介護料受給者が一日中占有するもの

介護料受給者とそれ以外の者の使用日数に基づき算出。なお、空床等により、1日使用する者がいない日は除外して使用回数を算出。

- ③ 特定の者に使用するというのではなく、広く当該施設を利用する者に裨益するもの

施設全体の入所者数と介護料受給者の入所者数の割合から算出

2. 使用回数の算定期間について

【算定期間：補助対象機器の導入日から1年間】

- ・ 補助対象機器の導入日から申請日までの間については、介護料受給者とそれ以外の者の使用実績
- ・ 申請日以降については、上記実績を踏まえ、介護料受給者とそれ以外の者の使用見込みを算出

入所施設支援費に係る補助金の交付に関する要件等

本補助金制度は、事業目的である在宅重度後遺障害者の短期入所を安心・安全に受け入れるため、補助事業者が必要な体制等の整備及び強化を実施するにあたり、以下の**要件を満たしたうえで、補助事業者に追加的な負担が生じるものについて支援を実施する。**

要件

- (1) 令和6年度中に、在宅重度後遺障害者の短期入所（ショートステイ）の受入実績があること、又は具体的な受入見込みがあること。
- (2) 交付申請する介護器具等が、短期入所（ショートステイ）する在宅重度後遺障害者の看護等に有効なものであること。
- (3) 在宅重度後遺障害者の短期入所（ショートステイ）を受け入れるため、新たに必要となる介護器具等であること。
- (4) 原則として、交付申請する介護器具・用具等の単一取得価格が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合には一式と捉え、その合計取得価額とする。）。

また、既に同類の介護器具・用具等を補助事業者において保有している場合は、さらに下記【更新又は増設の要件】のいずれかを満たす必要がある。

更新又は増設の要件（過年度に本補助なし）

- (1) 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過した代替更新である場合、在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、既存の介護器具・用具等よりも質（機能）の向上が必要となるもの。
- (2) 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合、在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、数量の増加が必要となるもの。

更新又は増設の要件（過年度に本補助あり）

- (1) 過年度に本補助により導入した既存の介護器具・用具等の減価償却期間等が経過した代替更新である場合、在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、既存の介護器具・用具等の質の維持又は質の向上が必要となるもの。
- (2) 過年度に本補助により導入した既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合、在宅重度後遺障害者の短期入所を受け入れるため、数量の増加が必要であり、かつ、同時期に複数在宅重度後遺障害者の受入実績又は受入見込みがあること。ただし、短期入所する個々の患者の症状に応じて、仕様の異なる同類の介護器具・用具等を増設する場合など、増設する理由が適当である場合はこの限りではない。

追加的負担

新規導入

対象者の受入に際し、今後、当事業を実施するために新規整備が必要となるもの。

機器更新

対象者の受入に際し、新たな機能の追加等、機能向上の必要があるもの。

機器増設

対象者の受入に際し、今後、当事業を実施するために増設が必要となるもの。

補助金のご利用に際しての注意事項

1. 補助金の申請時

本補助金は短期入院・入所の受入の促進・拡充を目的としていることから、短期入院・入所の利用者が利用する目的などが必須です。このため、事前申請時において機器等の導入理由等をお聞きしておりますが、当該理由を記載いただく際には当該機器等を購入する前の状況、購入した後の効果などを明確にしてください必要があります。

また、申請理由において、短期入院・入所以外の方（一般の方）に使用することが目的ととらえられてしまう内容が見受けられた場合、本補助金の趣旨・目的とは異なるため、当該機器等が必要な理由として認められないこととなりますのでご注意ください。

2. 補助金交付後

補助金交付後の翌年度以降、補助金を交付した協力病院・施設を対象に定期検査を実施しております。

検査項目として、本補助金において購入された医療・介護機器等の使用実績を確認しております。短期入院・入所の利用者（介護料受給者）と他の一般の方と区別し使用実績を確認しているところ、確認の結果、一般の方のみの使用実績となっていた場合においては、補助金返還の対象となりますので、ご注意ください。

※機器等購入後、想定していた短期入院・入所の利用者には使用できず、「使用せず保管又は一般の方への使用のみ」とならないよう、申請前から十分に検討の上、申請願います。この点に関しましては、補助金の適切な執行を確保するため、申請時においてしつこくお聞きしすることをご理解ください。

本補助金において、購入した医療・介護機器等が、短期入院・入所される介護料受給者に対して使用されていない事実や申請時における介護料受給者の使用見込みと比較して、実際の使用割合が明らかに低い事実が判明した場合においては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき、補助金の返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等①

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等(その1)

【入所施設支援費】については、在宅重度後遺障害者が安心・安全に短期入所することができるよう、在宅重度後遺障害者及びその家族等のニーズに適した入所施設の充実等を図るために、介護器具・用具等の導入に係る経費に対して支援するもの。補助対象となる**主な介護器具・用具等の例**は、以下のとおり。

【特殊浴槽】

利用者の症状（状態）に応じて、浴槽が自動で上下するなどにより、清潔の維持や肉体的・精神的なリラクゼーションを与えるための入浴が可能となる特殊浴槽一式（写真は一例）



（特殊浴槽）

（入浴用ストレッチャー）

【特殊浴槽 価格：300～410万円】

【ストレッチャー 価格：80～130万円】

【監視カメラ装置】

特に看護師等の人員配置が手薄となる夜間において、24時間入所者の状況変化等を把握・見守ることが可能となる居室内監視カメラ装置一式（写真は一例）



【価格：50～130万円】

【褥瘡(床ずれ)予防対策用具】

寝たきりの状態は、自らの体重の集中する部位の骨と寝具に挟まれた皮膚組織が圧迫され、血の流れが悪くなり、皮膚やその下にある組織が壊死する外傷（褥瘡）を引き起こすため、自動的に圧力変化や体位変換を行う用具（写真は一例）



（マットレス）

（ピロー）

【価格（マットレス）：10～15万円】

【フルクライニング車イス】

頭から足先までを支え、ベッド等への移乗時にはリクライニングすることで、利用者の肉体的な負担を軽減することが可能となる車イス（写真は一例）



【価格：20～40万円】

【移乗・体位交換補助用具】

入所者の移乗（ストレッチャーや車イスからベッド等）やベッド上での体位交換を安全かつ円滑に行うための補助用具（写真は一例）



（ロールボード）

（スライディングボード）

【価格：2～15万円】

【災害用発電器】

地震や大雨などの災害時に十分な電源を確保することができる発電器



【価格：5～20万円】

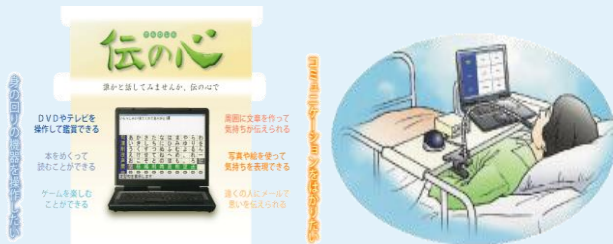
入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等②

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等(その2)

【意思伝達装置等】

発音・発語だけでなく、運動障害が重度な状態にある入所者が手や足のわずかな動き、瞬き、舌の動きなどでスイッチを操作し自分の意思を具体的に伝える装置（写真は一例）

○意思伝達装置



【価格：15～80万円】

○入力装置（スイッチ）



（まばたきセンサースイッチ）



（プレススイッチ）

【価格：1～5万円】

【痰（たん）吸引装置】

自力で痰（たん）を排泄できない入所者は、呼吸困難や抵抗力の低下による肺炎などの感染症を引き起こすため、気道内・気管内にある分泌物等を強制的に吸引して排泄させる装置（写真は一例）



【価格：10～15万円】

【医用テレメーター】

複数の入所者の心電図、心拍数、呼吸数、体温、血圧等の生体情報を持続的かつ同時に監視することができる装置であり、無線式では離れた場所（事務室等）で監視することが可能（写真は一例）



【価格：200～250万円】

【姿勢保持訓練器具】

自力で姿勢を保つことができない入所者に対して、座位や立位を保持することで関節可動域制限の予防・改善、筋力増強、循環改善や五感への刺激を目的として使用する器具（写真は一例）



（チルトテーブル）



（足関節訓練起立板）



（座ろうくん）



（トリートメントテーブル）

【価格（チルトテーブル）：110～280万円】
【（座ろうくん）：8～10万円】

【パルスオキシメーター】

測定部分を指先や耳などにつけて、侵襲せずに脈拍数や経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等を測定する装置（写真は一例）



【価格：10～15万円】

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等③

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等(その3)

【入所施設支援費】については、在宅重度後遺障害者及びその家族等のニーズに適したリハビリテーションの充実等を図るために、リハビリ機器の導入に係る経費に対して支援するもの。補助対象となる主なリハビリ機器の例は、以下のとおり。

【電気刺激装置】

脳からの運動指令によって生じる筋肉の活動を電気信号として読み取り、弱まった運動指令を補うように麻痺のある筋肉に電気刺激を与える装置一式（写真は一例）



【価格：63万円】

【能動型展伸・屈伸回転運動装置】

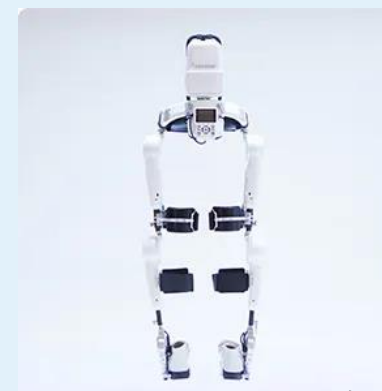
利用者の症状（状態）に応じて、歩行状態の判断や改善策の検討をサポートすることで、療法士の業務負担を軽減しながら利用者により効率的な歩行練習が可能となる装置（写真は一例）



【価格：2,650万円】

【生体信号反応式運動機能改善装置】

下肢に障がいがある方々や、脚力が弱くなった方々を対象に、機器を装着して身体機能を改善・拡張・補助し、利用者の意思を感知し状態に合わせて、立ち上がり・歩行などのサポートを行なう装置（写真は一例）



【価格：555万円】

【能動型上肢用他動運動訓練装置】

脳血管疾患、整形疾患などによる上肢運動機能に障害がある方を対象に、電気・振動刺激を併用しながら、上肢（肩・肘）の運動をサポートする装置（写真は一例）



【価格：約900万円】



【価格：約400万円】



【価格：約300万円】

利用促進等事務費の具体的内容①

① 研修等経費（療護センターの研修等の参加等に係る経費）

事業内容

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が設置・運営している療護センターにおける研修や施設見学、講演会等の出席に伴う**旅費及び雑費**、協力施設が主催する講演会等の実施に伴う**講師派遣への謝金及び旅費、会議費等に係る経費**。

ただし、補助対象事業者が所有する自家用車以外の自家用車使用に伴う旅費及び雑費については補助対象外。

なお、補助対象経費における旅費等の積算にあたっては、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」等の規定に準ずること。

以下の研修等以外については、当該研修等への参加や開催が補助対象となるかどうか、事前にご相談ください。

【事前相談対象外の研修等】

- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が設置・運営している療護センターにおける研修

② 備品類導入費（介護図書等の備品類の導入に係る経費）

事業内容

入所施設支援費（介護器具・用具等）以外の備品類であって、重度後遺障害に関する看護技術等の向上を図るために必要な**介護図書、テキスト、DVD（ソフト）等の備品類の導入に係る経費**。

ただし、事務用品、事務機械類（パソコン、大型計算機、コピー機、ファクシミリ等）及び事務用什器類（事務机、書架、大型金庫等）は除く。

※介護図書類以外の備品類の導入については、入所施設支援費（介護器具・用具等）のように補助金の交付に関する要件を特段付していないが、当該備品類の導入が補助対象となるかどうかなどについて事前にご相談ください。

③ 広報活動費（短期入所協力事業等の広報活動に係る経費）

事業内容

在宅重度後遺障害者及びその家族を中心に、本制度概要、協力施設の概要（実施しているサービス、短期入所定員数、介護体制等）、短期入所した際に受けられるサービス内容、短期入所の申し込み方法等、**協力施設における短期入所の利用促進等の向上に資する広報活動に係る経費**。

ただし、新聞・雑誌等への広告掲載において、制度概要等が詳細に掲載（周知）されないものは除く。

【広報活動の具体例】

- ① 協力施設における短期入所に関するパンフレット・冊子・チラシ・Webページ等の作成及び配布
- ② 協力施設担当者が在宅重度後遺障害者の自宅や関係機関等に直接訪問して行う周知活動 等

利用促進等事務費の具体的内容③(短期入所)

④短期入所プラン作成費 (短期入所前の自宅訪問 (在宅療養生活の実態把握) 等に係る経費)

事業内容

在宅重度後遺障害者及びその家族が安心して協力施設における短期入所が利用できるよう、協力施設担当者による短期入所する前までの期間において、きめ細やかな事前調整 (コーディネート) 等に係る経費 具体的には以下の項目を実施したことによる経費とし、実施したものの、結果的に協力施設の短期入所の受け入れまで至らなかった場合であっても補助対象とする。

【補助対象となる項目】

在宅重度後遺障害者の現状把握等に基づき、短期入所した場合に協力施設において実施する予定のサービス内容等を記載した「短期入所の入所計画表 (短期入所プラン)」の作成(交付)

短期入所プラン作成費の考え方

例) 医師1名、看護師1名、MSW1名が訪問し短期入所プランを作成した場合 ※令和5年度の積算単価表を参考としております。

医師 : 49,680円(医師の積算単価) × 1名 = 49,680円

看護師等 : 22,941円(看護師等の積算単価) × 1名 = 22,941円

MSW : 17,154円(MSW等の積算単価) × 1名 = 17,154円

一名当たりの交通費 : 1,100円(在宅家庭一か所あたり) × 3名 = 3,300円

プラン作成費 : 2,000円(プラン1件当たり) × 1件 = 2,000円

補助対象経費(合計) : 95,075円

※複数回、在宅家庭を訪問した場合であっても交通費の積算は1回とします。

⑤移送サービス費 (入所時及び退所時の移送に係る経費)

事業内容

在宅重度後遺障害者の短期入所の入所時及び退所時の協力施設担当者及び車両による移送サービスの実施に伴う車賃及び雑費に係る経費。

ただし、協力施設所有の車両による移送サービスに限る。

補助金交付の申請と交付の流れ

補助金交付の申請と交付イメージ

(入所施設支援費の補助上限額が400万円の場合)

A 施設の場合

交付要領・入所施設支援費の補助上限等の通知

1 第1回交付申請額

実施した補助対象事業の経費 500万円 (イ、ロの合計)
 内訳 イ. 入所施設支援費 400万円+50万円(自己負担)=450万円
 ロ. 利用促進等事務費 50万円

2 補助金交付額

450万円 (イ、ロの合計)
 内訳 イ. 入所施設支援費 400万円(当該施設の上限額の範囲内)
 ロ. 利用促進等事務費 50万円

3 第1回交付申請に伴う第2回以降の交付申請可能額

イ. 入所施設支援費 0万円 (第1回交付申請で当該施設の上限額に達したため)
 ロ. 利用促進等事務費 全体予算の残額の範囲内で交付申請可能

4 第2回交付申請額

実施した補助対象事業の経費 10万円 (ロのみ)
 内訳 ロ. 利用促進等事務費 10万円

5 補助金交付額

10万円
 内訳 ロ. 利用促進等事務費 10万円

年間補助額 : 入所施設支援費 **400万円**
 利用促進等事務費 **60万円**

B 施設の場合

交付要領・入所施設支援費の補助上限等の通知

1 第1回交付申請額

実施した補助対象事業の経費 350万円 (イ、ロの合計)
 内訳 イ. 入所施設支援費 300万円
 ロ. 利用促進等事務費 50万円

2 補助金交付額

350万円 (イ、ロの合計)
 内訳 イ. 入所施設支援費 300万円(当該施設の上限額の範囲内)
 ロ. 利用促進等事務費 50万円

3 第1回交付申請に伴う第2回以降の交付申請可能額

イ. 入所施設支援費 100万円 (補助済額と当該施設の上限額の差額)
 ロ. 利用促進等事務費 全体予算の残額の範囲内で交付申請可能

4 第2回交付申請額

実施した補助対象事業の経費 180万円 (イ、ロの合計)
 内訳 イ. 入所施設支援費 100万円+60万円(自己負担)=160万円
 ロ. 利用促進等事務費 20万円

5 補助金交付額

120万円 (イ、ロの合計)
 内訳 イ. 入所施設支援費 100万円(当該施設の上限額の範囲内)
 ロ. 利用促進等事務費 20万円

年間補助額 : 入所施設支援費 **400万円**
 利用促進等事務費 **70万円**